

浄化槽設置整備事業補助金を交付します

生活排水による水質汚濁を防止するため、浄化槽の転換(※1)をする方に浄化槽設置整備事業補助金を交付します。

※1 転換…専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えること。建築確認申請を要する建築物の新築、増築及び改築に伴う場合を除きます。

■申請受付開始日時／6月20日(木)午前9時～(申込み順)※受付日の初日に申請者が多数の場合は抽選となります。

■補助対象地域／町内全域。ただし、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水施設等の生活排水処理計画区域を除く。

■補助金の対象となる方／既存住宅で対象人員10人以下の浄化槽を転換する方。

■交付対象基数／【合併処理浄化槽5人槽】2基 【合併処理浄化槽7人槽】2基

■交付の条件

- ▶平成26年3月10日(月)までに転換及び実績報告書が提出できる方
- ▶浄化槽法に規定する設置後等の水質検査及び定期検査が受検できる方

■補助金の額

- ▶浄化槽の転換に要する費用
転換費用と①及び②の額を比較して少ない額 ①5人槽 332,000円 ②6～7人槽 414,000円
- ▶配管工事費／工事費用と100,000円を比較して少ない額
- ▶処分費／処分費用と60,000円を比較して少ない額

■その他／補助金の対象となる方、交付については、他に条件がありますのでお問い合わせください。

平成25年度 町県民税の納税通知書の送付について

平成25年度の町県民税を普通徴収(納付書や口座振替)で納めていただく方に、「平成25年度町県民税納税通知書」を送付します。

これは、平成24年中(1月から12月まで)の所得をもとに算出したものです。

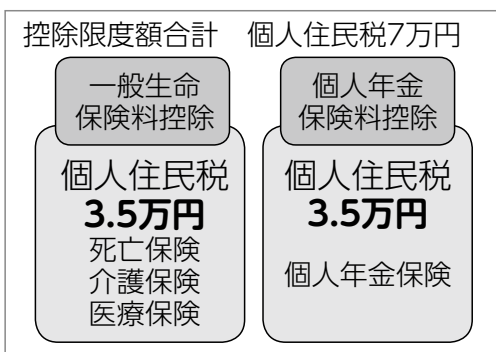
納期限内であれば、お近くのコンビニエンスストアでも納めることができますので、各納期限内の納付にご協力をお願いします。

【平成25年度の町県民税の改正点】

- ・生命保険料控除の見直しがあります。

平成24年度までの生命保険料控除は「一般の生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」の2種類となっていました。平成25年度からは、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約などについては、新たに「介護医療保険料控除」が別枠で設けられて3種類になり、各保険料控除の上限額が変更となります。

■平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(以下「旧契約」)



■平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等(以下「新契約」)



■新契約と旧契約の両方の控除を受ける場合の生命保険料控除額

- ・各控除(一般生命・個人年金・介護医療)ごとの上限は一律28,000円です。
- ・各控除を合計した際の控除限度額は70,000円です。